

# 明石市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)について

## 1 改正の趣旨

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が多発しており、安全の確保が全国的に問題となっています。明石市では、倒壊や落下による事故を防ぐため、一定の有資格者による管理・点検が必要な広告物等の対象を広げます。また、広告物等を屋上に設置する際の建物高さの考え方や、禁止地域(※)における許可基準について見直しを行います。

つきましては、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

(※)主に良好な景観形成を維持するため、自己の敷地外に建植えする広告物等の掲出を原則禁止する地域又は場所

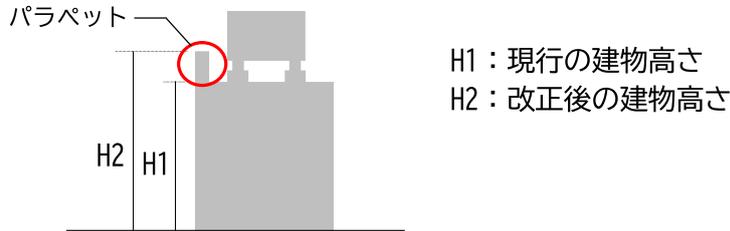
## 2 改正の概要

### (1) 有資格者による管理・点検対象の拡充

- ① 有資格者による管理・点検を要する広告物について、現況の「その高さが4メートルを超えるもの」から「その上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの」に拡充します。
- ② 「有資格者」として、屋外広告業の事業者団体((一社)日本屋外広告業団体連合会及び(公社)日本サイン協会)が公益を目的とする事業として実施する「屋外広告物点検技能講習」の修了者を追加します。

### (2) 屋上利用の広告物等の高さ

屋上を利用する広告物等の高さ制限に用いる建物高さの考え方について、現行の「設置高さまで」(H1)を「地上からパラペット上端まで」(H2)に変更します。



### (3) 禁止地域における自己の敷地外に建植えする道標・案内誘導等の許可基準の追加

禁止地域において、自己の敷地外に道標や案内誘導等を建植えする場合、特定区域における許可基準を準用することとします。(表示面積2平方メートル以下、高さ3メートル以下 等)

## 3 改正の時期

令和6年4月(予定)

※改正の概要(1)-①については令和10年3月31日までの経過措置を設けます。

## 4 意見募集期間

令和5年12月11日(月)から令和6年1月10日(水)まで

## 5 提出先

都市総務課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号(市役所本庁舎7階)

FAX: 078-918-5109 E-mail: tosou@city.akashi.lg.jp